

文教委員会資料

1 請願の審査

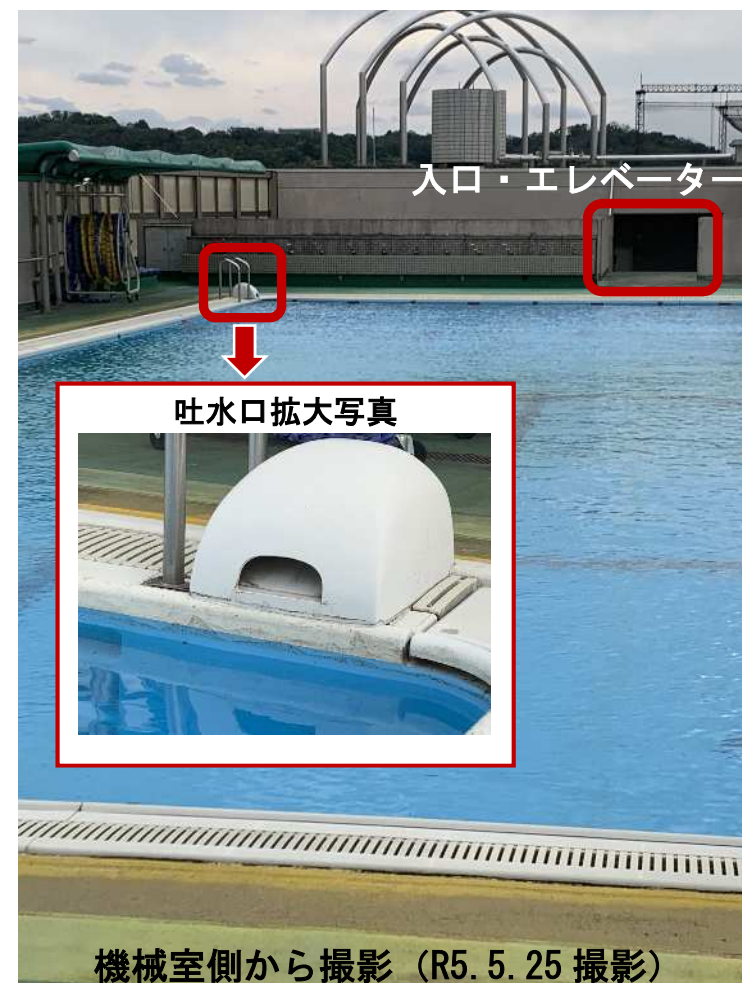
(1) 請願第18号 小学校プール水流出事故の損害賠償請求の撤回などを求める請願

教育委員会事務局

令和6年8月22日

1 稲田小学校のプール概要

- (1) 屋上（5階部分）に設置
- (2) 平成10（1998）年完成
- (3) 縦25メートル、横13.01メートル、深さ1～1.2メートル
- (4) 一定の水位になれば自動的に止水する機能を有している。



2 経緯について

(1) 令和5年5月17日(水)

ア プール排水口の蓋にネジが止まっていない部分があり、ネジ止めを行った後に注水する学校の方針であったが、11時頃、担当教諭は、その方針を知っていたものの、注水スイッチを操作し、栓を開いて注水を開始した。

イ 注水と同時に、ろ過装置も作動させたため職員室の警報音が鳴り、担当教諭は、警報音を止めるためにブレーカーを落とした。その際に、「注水スイッチの電源」や「自動的に止水する機能」も喪失した。

ウ 17時頃、教頭からの指示により、担当教諭は、止水のため注水スイッチを切ったが、ブレーカーを落とした際に、注水スイッチの電源も喪失していたため、注水スイッチが機能せず、栓が閉じず、注水が継続した。

(2) 令和5年5月22日(月)

プール排水口の蓋のネジ止めを行うためにプールに行った学校用務員の指摘により、15時頃、担当教諭が、プール吐水口を確認し、注水が継続していることに気づいた。

(3) 上記のとおり、5日と4時間程度注水し続け、推定流出量は2, 175.5m³、推定流出量に基づく損害額は1, 900, 624円となった。

3 原因について

プール開きに向けて、担当教諭がプールに注水し、後に注水スイッチを切って、止水したつもりだったが、ブレーカーを落とした状態であり、注水スイッチの電源が喪失していたために、栓が閉じず、注水が継続した。なお、担当教諭は、止水作業時、プールの吐水口を目視するなど、実際に止水しているかを確認しなかった。

4 賠償請求等について

(1) 賠償請求の内容

令和5年8月8日（火）、損害額1,900,624円の5割である950,312円を、校長と担当教諭に請求した。なお、同年9月15日（金）に請求額の全額が支払われた。

(2) 賠償請求の根拠

民法第709条

（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(3) 過失の内容

校 長 マニュアルやチェック体制など条件整備を怠ったこと。

担当教諭 正しい操作方法の確認や止水確認を怠ったこと。

5 再発防止策について

(1) 再発防止策として行ったこと

- ア プールの給排水に関するマニュアルを整備・更新し、プールのある全ての学校にマニュアルを備えるよう徹底した。
- イ プール開きの前、民間事業者によるろ過装置の点検時に、当該事業者から教頭・教諭・学校用務員に対する装置等の取扱説明の実施を徹底した。
- ウ 「学校プールの安全管理マニュアル」を一部改定し、複数の教諭による開閉栓の確認と学校管理職への報告等を追加するとともに、プール担当者への研修会において、プールの給排水の操作について、複数の教諭による止水の確認等を徹底した。
- エ 教諭の負担軽減策の一つとして、学校用務員にもプール管理の業務に従事してもらうこととした。
- オ ブレーカーの誤操作防止のため、ブレーカーは民間事業者が操作することとした。
- カ 各学校に対して、プールの給排水時における複数の教諭での確認等の徹底を依頼する文書を発出した。

(2) 今後検討していくこと

- ア 民間プールの活用
- イ 建物管理業務委託の仕様内容の検討
- ウ 包括管理業務委託の全市展開に向けた検討

(3) 令和6年度の状況（現時点）

いっすい
溢水事故は発生していない。

6 請願に対する本市の考え方について

(1) 請願事項①「当該教員への損害賠償請求を撤回すること」について

(本市の考え方)

校長と担当教諭の行為は**細心の注意を十分払っていない**と評価せざる得ないものであるとともに、本件事故は**防ぐことが十分可能であったもの**であって、賠償請求を行ったことは誤りではなく、損害賠償請求を撤回することは考えておりません。

なお、令和6年7月10日付け文部科学省通知「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」では、「損害賠償請求を一律に行うのではなく」とされているが、これは、賠償請求してはならないという趣旨ではなく、単に他の自治体に倣って請求するのではなく、事案に応じて判断すべきであるという趣旨であることを、文部科学省に確認しております。

(2) 請願事項②「すでに納められている賠償金を当該教員に返金すること」について

(本市の考え方)

上記(1)と同様の理由により、賠償金を校長及び担当教諭に返金することは考えておりません。

(3) 請願事項③「横浜市などにならない、今後同様の事例の際に賠償請求を行わないこと」について

(本市の考え方)

損害賠償請求を行うか否かは、事実関係を調査した上で、その都度、その内容により判断することが適当であると考えております。